

司法修習生に対する給付型の経済的支援制度の早急な創設を求める会長声明

司法修習生への給付型の経済的支援の再開について、日本弁護士連合会・各弁護士会に対して、多くの国会議員から賛同のメッセージが寄せられているが、先日、同賛同メッセージの総数が、衆参両院の合計議員数717名の過半数である359名を超えた。

まずはメッセージをお寄せいただいた国会議員の皆様に対し感謝の意と敬意を表するものである。

メッセージを寄せられた国会議員は、与野党を問わず広がりを見せており、司法修習生への経済的支援の必要性についての理解が得られつつあるのは明らかと言える。

そもそも、司法制度は、三権分立の一翼を担うものである上、社会に法の支配を行き渡らせ、市民の権利を実現するため必要不可欠な社会的インフラであって、国は、かかる公共的価値を実現する司法制度を担う法曹になる司法修習生を、公費をもって養成するべきである。このような理念のもとに、我が国では、終戦直後から司法修習生に対し給与が支払われてきた。しかし、2011年11月から、司法修習の期間中に費用が必要な司法修習生に対しては、司法修習のための資金（修習資金）を貸与する制度（貸与制）に変更された。この修習資金の負債に加え、大学や法科大学院における奨学金の返還債務を負っている司法修習生も多く、かつ、その合計額が極めて多額に上る者も少なくない。実際に、司法修習生の中には、経済的不安から司法修習の辞退を考えた者も少なからず存在する。法曹を目指す者は、年々減少の一途をたどっているが、こうした重い経済的負担が、法曹志望者減少の一因となっていることが指摘されてきたところである。

また、「67期修習生修習実態アンケート」によると、司法修習生の中には、「借金が増えていくので本当に気が重い」と考える者や、「将来の収支が不安で、修習中の出費をできるだけ削る」者、「学習のための書籍の購入をためらってしまう」者も出てきている。司法修習生にこのような経済的不安を抱かせたままでは、充実した司法修習など望むべくもない。

こうした事態を重く受け止め、法曹に広く有為の人材を募り、法曹志望者が経済的理由によって法曹への道を断念する事態が生ずることのないよう、また、司法修習生が安心して司法修習に専念できる環境を整えるため、司法修習生に対する給付型の経済的支援が早急に実施されるべきであり、また、司法修習生への経済的支援の公平の観点から、過去に遡って実施されるべきである。この点は、当会においても、2012年8月30日「司法修習費用の給付費制復活を求める会長声明」において、過去に遡って給付費制を復活されるよう求めているなど、再三に亘って給付費制の復活を求める会長声明等を公表してきたところである。

このように、司法修習生への経済的支援の必要性が指摘されるなか、2015年6月30日、政府の法曹養成制度改革推進会議が決定した「法曹養成制度改革の更なる推進について」において、「法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。」との一節が盛り込まれた。

これは、司法修習生に対する経済的支援の実現に向けた大きな一歩と評価することがで

きる。確かに、過去に遡って給費制を復活することを求めるものではなく、その点では不十分な提言ではあるが、司法修習生への経済的支援が実現されることで、今後有為な人材が法曹への道を断念することを抑止する効果を持つことは明らかである。法務省、最高裁判所等の関係各機関は、有為の人材が安心して法曹を目指すことを可能にするような制度とするという観点から、司法修習生に対する経済的支援の実現について、直ちに前向きかつ具体的な検討を開始すべきである。

当会は、司法修習生への給付型の経済的支援に対し、国会議員の過半数が賛同のメッセージを寄せていること、及び、政府においても上記のような決定がなされたことを踏まえて、国会に対して、直ちに給付型の経済的支援制度の創設を内容とする裁判所法の改正を求めるものである。

2016年(平成28年)1月20日

佐賀県弁護士会

会長 江崎 匡 慶